

2023年2月16日

各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社 アドウェイズ
代表取締役 山田 翔
(コード番号：2489 東証プライム市場)
問い合わせ先：
上席執行役員 管理担当 田中 庸一
電 話 番 号 03(5331)6308

取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、2023年2月16日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2023年3月23日開催予定の第23期定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 取締役及び監査役に対するストック・オプションを付与するために付議する議案の内容

2009年6月27日開催の第9期定時株主総会において、月額報酬とは別枠で、取締役及び監査役に対する報酬として、取締役については年額450,000千円以内、監査役については年額50,000千円以内でストック・オプションとして新株予約権を発行することをご承認いただき、今日に至っております。

取締役については年額450,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内）と改定すること、及び2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与について、株主総会における決議事項が明確化されたことから、改正会社法が施行された2021年3月1日に遡って、取締役及び監査役に対し、報酬として新株予約権を発行することにつき、その内容を変更することをご承認をお願いする予定であります。なお、改正会社法が施行された2021年3月1日以降に、取締役に対する報酬として、ストック・オプションとしての新株予約権の発行をしておりますが、年額450,000千円以内としております。

現在の取締役は7名（うち、社外取締役3名）、監査役は3名（うち、社外監査役は2名）ですが、本総会において別途付議を予定しております取締役の選任議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は9名（うち、社外取締役4名）、監査役は現在と同様に3名（うち、社外監査役2名）となります。

II. 取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の内容

1. 取締役及び監査役に対し報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気、また当社グループの健全な経営と社会的信頼を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、報酬制度と

して相当と判断するものであります。

2. 報酬等の内容(ストック・オプションとして1年間に発行する新株予約権の発行要領)

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は、取締役については4,500個(うち社外取締役分500個)、監査役については500個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数は、取締役については450,000株(うち社外取締役分50,000株)、監査役については50,000株を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を

超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、1個未満の行使はできないものとする。
- ⑤ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約の承認議案
 - ii 当社が分割会社となる吸収会社分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ③ 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

- (9) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上